

# 工事関係書類における押印・署名の見直しについて

事業者の皆様から提出される申請書等への押印・署名について、負担軽減・利便性の向上のため、本市の裁量により見直しが可能なものについては、申請書等への押印及び署名を原則として廃止することとし、工事等関係書類における押印・署名の見直しについて、次のとおりとします。

## ●押印・署名の見直しの考え方

- 請負工事及び測量・調査・設計業務を同様に取り扱う
- 契約書及び請書など契約関係書類の契約印は存続
- 事業者からの提出書類は原則押印廃止
  - ・着手届、現場代理人等の選定通知など契約約款で規定されているものも押印廃止
  - ・工事打合せ簿や監督員指示書、目的物引渡書など、双方の内容確認・承諾の証を残す必要があるものは押印存続
  - ・報告書などで報告者等の資格や責任所在を求めているものは押印存続
  - ・本市以外の法令に基づいた様式は押印存続
  - ・その他、特段の事情により総括監督員が必要としたものは押印存続
- 監督員等の確認印（決裁を含む）は押印存続
- 押印廃止の場合は氏名記名のみ（活字で可能）
- 事業者の技術者などの私印押印については、署名することで代えることができる

## ●工事関係書類の様式類について

- ホームページに掲載の様式類については、順次改正します。

●掲載 URL 「公共工事の設計・施工関係 > 工事関係書類の簡素化・押印見直し」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/koujikankeishorui.html>

横浜市財政局公共施設・事業調整課

電話 045-671-2025